

○厚生労働省令第二十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第三十六条、第六十六条第一項、第百三条第一項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月二日

厚生労働大臣 舛添 要一

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十六条」を「第二十三条」に改める。

第四十四条第二項第一号中「、第四十四条の二及び第四十六条」を「及び第四十四条の二」に改める。

第四十四条の二第一項中「学校保健法第四条又は第六条」を「学校保健安全法第十一条又は第十三条」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第五百五十二条第四号を次のように改める。

四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり

ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）

第五百六十三条第一項中「除く。」の下に「第三号において同じ。」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業

の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

第五百六十三条第一項に次の一号を加える。

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

第五百六十七條中「行なう」を「行う」に改め、同條第四號中「手すり等」を「第五百六十三條第一項第三號イからハまでに掲げる設備」に改め、同條中第八號を第九號とし、第五號から第七號までを一號ずつ繰り下げ、第四號の次に次の一號を加える。

五 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

第五百六十七條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第五百六十三條第一項第三號イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第五百六十七條に次の一項を加える。

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

第五百六十八条中「行なう」を「行う」に、「前条第一号から第四号まで、第六号及び第八号」を「前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号」に改める。

第五百七十五条の六第四号中「次に定めるところにより、手すり等」を「手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）」に改め、「性質上手すり等」の下に「及び中さん等」を、「臨時に手すり等」の下に「又は中さん等」を加え、イからハまでを削る。

第五百七十五条の八第七号中「手すり等」の下に「及び中さん等」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

第五百七十五条の八に次の一項を加える。

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了

するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

第六百五十五条第二号二中「手すりの」を「第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び」に改め、同号中チをリとし、ホからトまでを一つずつ繰り下げ、ニの次に次のように加える。

ホ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

第六百五十五条に次の一項を加える。

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

第六百五十五条の二第二号ト中「手すり等」の下に「及び中さん等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事

が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

様式第五号(2) (裏面) 中「~~第46条から第48条まで~~」を「~~第47条第1項は第48条~~」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、第十三条第二項、第四十四条第二項第

一号、第四十四条の二第一項、第四十六条及び様式第五号(2) (裏面) の改正規定については、同年四月一

日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の

利用に関する省令の一部改正)

第三条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の項中「第二十三条第三項」

を「第二十三条第四項」に、

第三百九十九条の規定による記録の保存

を

第三百九十九条

第五百六十七条

第五百七十五条

の規定による記録の保存

第三項の規定による記録の保存

の八第三項の規定による記録の保存

に、

第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項、第五

第六百三条第二項、第六百七条第二項及び第六百十

準用する場合を含む。）の規定による記録の保存

百九十二条第二項、

二条第二項において

を

第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項（第六百七条第二項にお
を含む。）、第五百九十二条第二項、第六百三条第二項及び第六百十

準用する場合を含む。）の規定による記録の保存

いて準用する場合

二条第二項におい

に改める。

第六百五十五条第二項の規定による記録の保存

第六百五十五条の二第二項の規定による記録の保存

別表第二労働安全衛生規則の項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に、

第三百九十

九条の規定による記録

を

第三百九十九条の規定による記録

第五百六十七条第三項の規定による記録

第五百七十五条の八第三項の規定による記録

に、

第五百

第六百

準用す

九十条第二項（第五百九十一条第二項、第五百九十二条第二項、

第五百九十条第二項（第
を含む。）、第五百九十

三条第二項、第六百七条第二項及び第六百十二条第二項において
る場合を含む。）の規定による記録

を

て準用する場合を含む。

第六百五十五条第二項の
第六百五十五条の二第二

五百九十一条第二項（第六百七条第二項において準用する場合
二条第二項、第六百三条第二項及び第六百十二条第二項におい
）の規定による記録

規定による記録

に改める。

項の規定による記録